

予 算 要 求 資 料

令和 3 年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：公衆衛生費 目：食品衛生指導費

事業名 食品衛生責任者養成講習会等委託費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 生活衛生課 食品指導係 電話番号：058-272-1111 (内 2564)

E-mail：c11222@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 4,204 千円 (前年度予算額：4,204 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	4,204	0	0	4,204	0	0	0	0	0
要求額	4,204	0	0	4,204	0	0	0	0	0
決定額	4,204	0	0	4,204	0	0	0	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

食品衛生法の営業許可施設については、岐阜県食品衛生法施行条例により、食品衛生責任者を選任し、施設の衛生管理、従事者の衛生教育、訓練にあたることを義務付けている。

また、岐阜県食品衛生責任者設置要綱に基づき、食品衛生責任者の資格者を養成するための講習会 (以下、養成講習会という。) 及び食品衛生責任者の再教育・訓練を目的とした年 1 回の講習会 (以下、再教育講習会という。) を実施する必要がある。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 3 年度以降、原則として eラーニングシステムにより講習が受講できるよう eラーニングシステムの構築・運用を行う。また、スマートフォン等がなく eラーニングシステムによる講習会を受講できない者に対しては集合型による再教育講習会を行う。

(2) 事業内容

養成講習会及び再教育講習会について、業務委託する。再教育講習会に関しては e-ラーニングシステムの構築・運用業務を委託する。

ア 養成講習会 (計 6 時間)

- ・食品衛生学 2.5 時間
- ・食品衛生法 3 時間
- ・公衆衛生学 0.5 時間

イ 再教育講習会 (計 2 時間)

- ・食品衛生学 50 分
- ・公衆衛生学 50 分
- ・衛生法規 20 分

(3) 県負担・補助率の考え方

県が実施すべき講習会を委託するので県が全額負担

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	4,204	養成講習会及び再教育講習会の実施及び e-ラーニングシステムの構築・運用業務を委託
合計	4,204	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 事業主体及びその妥当性

委託先：(公社)岐阜県食品衛生協会

(公社)岐阜県食品衛生協会の実施する講習会は、要綱の規定に該当する講習会として知事が認定した唯一の講習会実施団体である。

認定以降、毎年同協会が当該講習会を実施しており、十分な実績を有している。以上のことから(公社)岐阜県食品衛生協会に委託する。

事業評価調書

<input type="checkbox"/>	新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/>	継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 (公社)岐阜県食品衛生協会へ食品関係営業施設に従事している者を対象に、養成講習会または再教育講習会の実施を委託し、食品衛生責任者の資格取得、再教育及び資質の向上を図る。
 また、令和3年度上半期までに再教育講習会をeラーニングで受講できるよう整備し、下半期に食品衛生責任者が受講できるよう運用したい。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
食品衛生責任者養成講習会	—	15回 (H29)	15回 (H30)	15回 (R01)	25回 (R03)	100%
食品衛生責任者再教育講習会	—	122回 (H29)	122回 (H30)	122回 (R01)	40回 (R03)	100%

○指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

(1) 食品衛生責任者養成講習会

	令和元年度実績	令和2年度実施計画
開催回数	15回	15回
受講者数	853人	920人

(2) 食品衛生責任者再教育講習会

	令和元年度実績	令和2年度実施計画
開催回数	122回	122回
受講者数	15,077人	13,575人

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 食品関係営業施設における自主管理の中心となる人材を育成するとともに、食品衛生法等の改正内容を解りやすく伝達することにより、食中毒の防止をはじめ、食品添加物の不適正使用等、食に係わる事故や法令違反の未然

防止に努めた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
(評価) ○	食中毒を始め、食品添加物の不適正使用等の違反等の事例を紹介するなど事故防止に活用していただける知識等の習得の機会として必要である。生食用食肉に係る事件に伴う規制強化等、関係法令の改正内容の周知の機会という観点からも必要となっている。 また、新型コロナウイルス感染拡大を受け、令和2年度再教育講習会は集合型形式からテキスト配布形式に変更して開催した。感染症収束の見通しがつかないことから、eラーニングシステムによる講習も受講できるようシステム構築は急務である。
・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果を得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	食品関係営業施設における自主管理の中心となる人材を育成することにより、食中毒の防止を始め、食品添加物の不適正使用等、食に係わる事故や法令違反の未然防止に有効な事業となっている。また、eラーニングを利用し、自宅で講習を受講できれば、新型コロナウイルスの感染を防ぐことができる。
・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
(評価) ○	講習の対象となる営業者の大半が会員である（公社）岐阜県食品衛生協会に委託することにより、円滑な実施が図られる。

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 食品衛生法等の一部改正が頻繁に行われるため、食品関係事業者等に対し、その内容を解りやすく伝達する必要がある。また、eラーニングと集合型形式による講習会開催の運用効率化を図る必要がある。	
--	--

(次ページに続く)

(次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

今後も、(公社)岐阜県食品衛生協会に講習会の実施を委託することにより、食中毒の防止を始め、食品添加物の不適正使用等、食に係わる事故や法令違反の未然防止に努める必要がある。

また、集合型形式による講習会は新型コロナウイルス感染症の感染リスクがゼロではないため、県民から eラーニングによる講習への切り替え要望が少なからずあり、新型コロナウイルス感染症の収束が見込めないこと、ITがインフラとして広く社会へ浸透していることを考慮すると eラーニングによる講習は維持されるべきと考える。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	